

APPEAL

発行者
JR 東海労関西地本
大阪台車検査車両所分会
2013年 9月20日
NO.44

2020年東京オリンピック決定の裏でとんでもないことが決まろうとしている！！（その2）

私たちのプライバシーも調査される「秘密保全法」

「秘密保全法」では「秘密を取り扱う人たちの管理を徹底する」ことが重要だとされています。

ですから、**情報を取り扱う人たちの住所歴、学歴、職歴はもちろんのこと、借金の返済状況や通院歴など他人には知られたくないプライバシーまで調査し管理しチェックすること**になっています。

また、調査対象になるのは情報を取り扱う人たちだけではなく、「本人の身近にあって、本人の行動に影響を与える者」となっています。つまり家族、親戚、恋人、友人など調査対象は限りなく広がっていくのです。

「秘密保全法」では何が「特別秘密」とされているか？明らかにされません。したがって、いつの間にか、国によって調査対象にされ、プライバシーが調べられている可能性があります。また、調べられたプライバシーがどう保護されるのか？まだ、決まっていないのです。

このように、**プライバシーが勝手に調査され、調査された内容が利用されれば「思想信条などの差別」につながる可能性があるといえるのではないのでしょうか？！**